# 第4章 法人の解散について

### 1 NPO 法人の解散・清算

### (1) NPO 法人の解散

- イ NPO 法人は次の①~⑦に掲げる事由によって解散します(法31①)。
  - ① 社員総会の決議
  - ② 定款で定めた解散事由の発生
  - ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - ④ 社員の欠亡
  - ⑤ 合併
  - ⑥ 破産手続開始の決定
  - (7) 設立の認証の取消し
  - (注) 社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。
- ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、 所轄庁から認定を受けることが必要となります(法31②③)。
- ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません(法31④)。
- ニ 解散後、清算中のNPO法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます(法31の4)。

#### (2) 清算の結了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①~⑤の清算業務を行うこととなります(法31の5、法31の9、法32の2①)。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配
- (注) 債権の申出の公告は、2か月以内に少なくとも1回官報に掲載する必要があります(法31の10①④)。

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該NPO法人の法人格が消滅することとなります。 清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません(法32の3)。

# 〇 解散登記後に提出する書類、清算結了の登記後に提出する書類

### (1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数(部)
解散届出書	100	1
登記事項証明書	_	1

### (2) 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数(部)
清算結了届出書	101	1
登記事項証明書	_	1

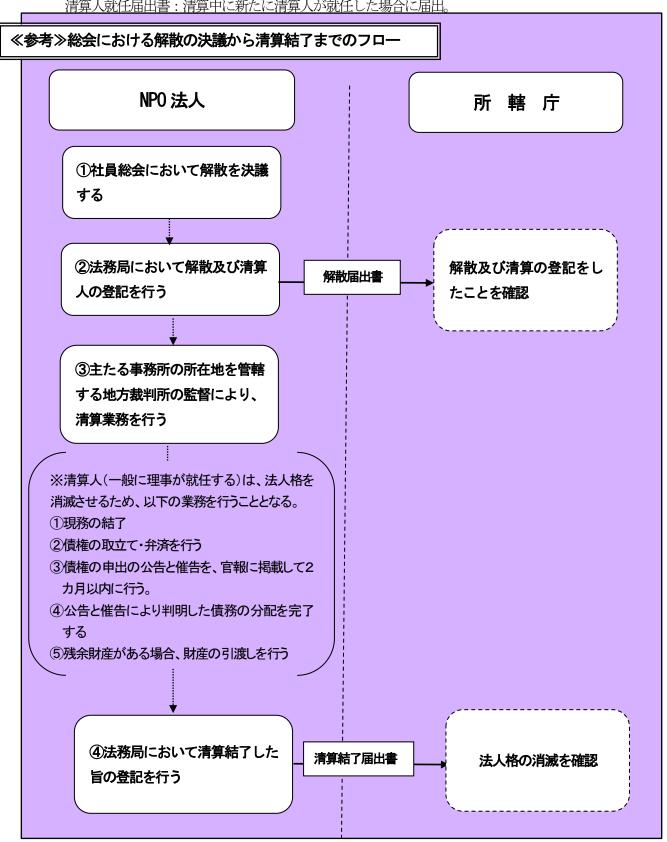
### 3) その他の書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数(部)
解散認定申請書	102	1
残余財産譲渡認証申請書	103	1
清算人就任届出書	104	1

解散認定申請書:特定非営利活動に係る事業が、客観的に実施が不可能となった場合に申請。 (注) 自主的に解散できる法人については、「解散届出書」を提出。

残余財産譲渡認証申請書:定款に残余財産の帰属先の記載がない場合に申請。

清算人就任届出書:清算中に新たに清算人が就任した場合に届出。



# **県規則様式第11号・記載例**(法第31条第4項関係)

# 解散届出書 (届出書の提出年月日を記載する 年 月 日 茨城県知事 殿 (権限移譲市町村へ提出する場合) 特定非営利活動法人○○○と記載する は、適宜当該市町村長あてに変更する 特定非営利活動法人の名称 清算人 住所又は居所 氏名 電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項(第1号、第2号、第4号、第6号)に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

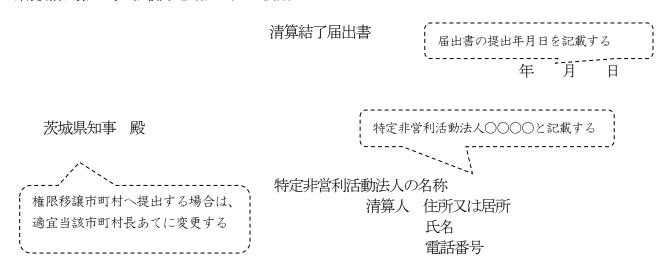
(備考)

- 1 括弧内は、次の解散事由の区分に応じ、該当するものを○で囲むこと。
  - (1) 社員総会の決議
  - (2) 定款で定めた解散事由の発生
  - (4) 社員の欠亡
  - (6) 破算手続開始の決定
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

【添付書類】

·登記事項証明書1部

# 県規則様式第14号・記載例(法第32条の3関係)



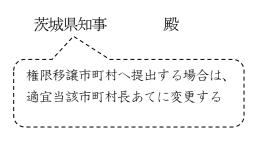
(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

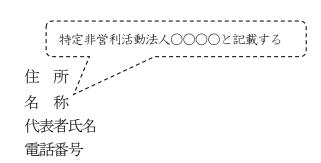
# (備考)

清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

【添付書類】

·登記事項証明書1部





特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

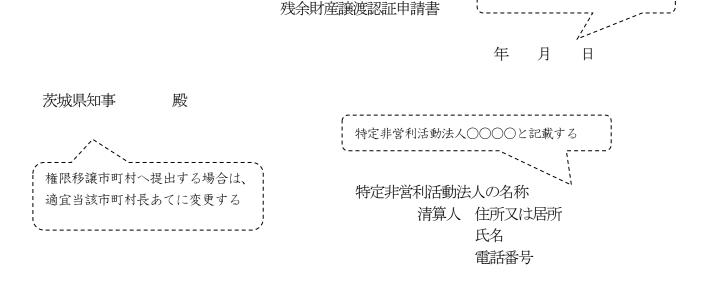
記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

# (備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

### 県規則様式第13号・記載例(法第32条第2項関係)



下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を 受けたいので、申請します。

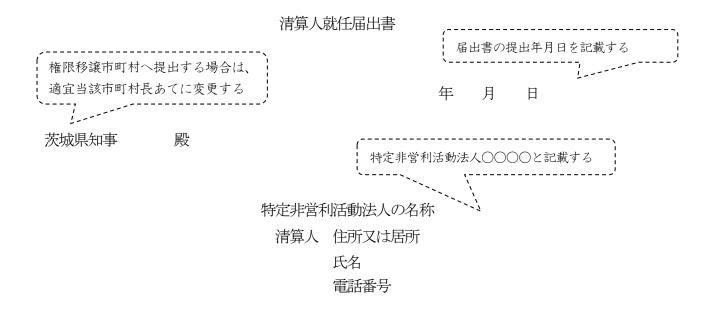
記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

# (備考)

「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

# 県規則様式第12号・記載例(法第31条の8関係)



下記のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、 特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

# (備考)

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

【添付書類】

·登記事項証明書 1 部